

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程 における留意事項（教育・研究）

平成28年3月22日
学 長 裁 定
令和4年1月28日一部改正
令和6年3月26日一部改正

鳥取大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程（以下「規程」という。）
第5条第4項及び第6条第5項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

第1 不当な差別的取扱いに関する例（第5条関係）

規程第5条第2項のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり

不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意するものとする。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）

（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験を拒否すること。
- 障害があることを理由に入学を拒否すること。
- 障害があることを理由に授業受講を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、実験、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に進路相談、就職活動におけるサポート、関連研修の実施を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に評価に差をつけること。
- 障害があることを理由に研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させたり、付添者が代行申請することを認めないこと。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 障害があることを理由に学生寮への入居を拒否すること。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること。

(正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例)

(以下、例示)

- 実習において、アレルゲンとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルゲンとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること。

第2 合理的配慮に関する例（第6条関係）

合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、規程第6条第1項から第3項までのとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、例としては、次に掲げるとおりである。

なお、これらの例は、あくまでも例示であり、ここに記載する例以外であっても合理的配慮に該当するものがあること、また個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意するものとする。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例)

(以下、例示)

- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生のために駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めること。
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること。

(入学支援)

(以下、例示)

- オープンキャンパスにおいて、入学希望者の相談窓口を設けること。
- 入学試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験、座席位置の配慮、支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること。
- 入学試験において、注意事項や指示を、個々の学生の障害特性に応じて、口頭で伝えるだ

けでなく文書や黒板、ホワイトボード等を書いて示すなど、視覚的な情報として伝達を行うこと。

- 入学式において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの本人の実情にあわせた情報保障を行うこと。
- 入学式において、個々の学生の障害特性に応じて、座席位置の配慮、支援機器の利用等を認めたりすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。

(学習支援)

(以下、例示)

- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- シラバスや教科書・教材にアクセスできるよう、個々の学生の障害特性に応じて、電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム、サポーター学生の配置などの本人の実情に合わせた情報保障を行うこと。
- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、個々の学生の障害特性に応じて、座席位置の配慮、支援機器の利用等を認めたりすること。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語・発話等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること。
- 感覚過敏がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 授業でのディスカッションがある時には、個々の学生の特性に応じて支援機器を利用する、授業の流れを事前に提示する、グループ編成の配慮等を行い、場合によっては、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 運動障害により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- 教育実習、病院実習等の実習授業において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、病院実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、支援学生にあわせた手順書を添付するなど、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。
- 曜日や時間等の変更のきかない定期的な通院等によって授業を欠席しなければいけない時は、学習を確保できる方法を工夫すること。

- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること。
- 定期試験において、個々の学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験、座席位置の配慮、支援機器の利用、点字や拡大文字の使用、休憩時間の調整等を認めたりすること。
- 定期試験において、注意事項や指示を、個々の学生の障害特性に応じて、口頭で伝えるだけでなく文書や黒板、ホワイトボード等を書いて示すなど、視覚的な情報として伝達を行ったり、支援機器を利用したりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 障害が理由による体調不良によってレポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を検討すること。
- 卒論発表及び口頭試問において、個々の学生の障害特性に応じて、別室発表、支援機器の利用等や、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。

(就職支援)

(以下、例示)

- 就職支援において、外部機関と連携のうえ、個々の学生の障害特性に応じた支援を行うこと。

(学生生活支援)

(以下、例示)

- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生でイラストや手順書等視覚的情報支援を希望する者にはこれらを提供すること。
- 間接的・抽象的な表現が伝わりにくい場合、より直接的・論理的な表現を使って説明すること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例)

(以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。

- 自由席で開講している授業において、弱視の学生等からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱いはできない」という理由で対応を断ること。
- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- 学生が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務違反に反しないと考えられる例)

(以下、例示)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）。
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること（過剰な負担（人的・体制上の制約）の観点）
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい（卒業要件を変更して単位認定をしてほしい）と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること（事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点）

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例)

(以下、例示)

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施（環境の整備）するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと（合理的配慮）。
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める（環境の整備）とともに、肢体不自由のある学生が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること（合理的配慮）。
- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代

筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）。

- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをのこないよう、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）。
- 講演会等で、情報保障の観点から、手続通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）。